

## 第4回 稲築東中学校区義務教育学校開校準備委員会 会議録

1. 審議会等の名称 第4回 稲築東中学校区義務教育学校開校準備委員会
2. 開催日時 令和3年10月14日（木）午後7時00分から午後8時00分まで
3. 開催場所 嘉麻市役所5階 会議室A
4. 公開又は非公開の別 公開
5. 非公開の理由（会議を非公開とした場合のみ）
6. 出席者
  - (1) 委員  
会長 永水正博  
副会長 伊藤靖子  
委員 宮田 彰、野上真吾、島崎洋子、岩橋岩雄、飯田千鶴美、西田 剛、坂田子穂  
欠席者 森田千恵、安井勝彦、三浦風弥
  - (2) 事務局  
教育総務課長 赤坂 晋、教育企画係長 山本匡貴、教育企画係 山口陽子  
嘉麻市教育研究所長 辻 秀志
7. 傍聴人数（会議を公開した場合のみ） 0人
8. 議題及び協議の内容

### 【議題】

- 1 義務教育学校名称の決定について
- 2 校章について
- 3 校歌について
- 4 その他

### 【審議の内容】

- 1 義務教育学校名称の決定について  
○義務教育学校名称の決定について、レジュメに沿って説明を行った。（事務局）
- 2 校章について  
○校章について、資料に沿って説明を行った。（事務局）  
次のような意見が出た。（委員）  
○選定方法は公募がいいと思う。嘉麻市の教育課題の1つに「ふるさとを愛する心を育成する」という課題がある。子ども達が新しい学校の校章のいわれ等の調べ学習をする時に、歴史的な事や色んなことをご存じの方々から広く案を求めて決定した校章であれば、校章に込められた色んな思いを知る学習が可能になる。子ども達の学びに繋がる校章にしたい。  
○いまの中学校3年生は、コロナで思い出が少ない。だから、中学校3年生が主になって校章を作ったらどうだろうか。受験も控えているし、アイデアが出るかは分からないが。

- 中学生のアイデアが良いとは限らないと思う。
- 中学生は、出来上がった校章を皆で作るなどの共同制作を思い出とするのはどうか。
- 全体公募もしつつ、学校でも取り組んでほしい。
- デザインが採用された方には記念品等はあるのか。
  - 今のところ記念品等は考えていない。以前、校章の公募を実施した嘉穂小学校の校章選定の事例では、開校式で選定作品の作成者の表彰を行ったが記念品という形はとっていない。
- 応募基準に応募デザインは未発表のものとするが、未発表の範囲はどの程度で未発表となるのか。
  - 基本的には作成者のモラルという形にはなるが、看板や幟に使われていないものと考えている。デザイン全てを管理しているところが無く、厳密に出てきたものが一緒かどうかを調べる術がない。
- デザインにかまししちゃん、なつきちゃん、いなちゃん等のイラストを使用しても良いのか。
  - かまししちゃん等は嘉麻市が著作権を持っているので使用しても問題ない。
- 校章については、公募を行うこととする。
- 募集要項については、提案のとおりとする。

### 3 校歌について

- 校歌について、資料に沿って説明を行った。(事務局)
- 次のような意見が出た。(委員)
- 何十年も前のことだけど、校歌を覚えている。すごく懐かしい。現行校歌を残してほしい。
- まったく知らない子達と会った際に、同じ校歌を歌うことで卒業生と在校生の繋がりを感じたことがある。ぜひ現行校歌を継承していきたい。
- 1年生から9年生までを一貫とした学校になるなら、校歌というのは1つがいいと思う。2つあっても、どこからどこまでが歌うとか区別しないといけなくなるから1つでいいと思う。
- 1小1中の統合で、現行校歌の継承が可能であるなら、現行の校歌を継承したい。
- 学校側の意見として、開校式などのパンフレットに校歌を載せることを考えると、新たに校歌を制作した場合のスケジュールでは間に合わず、校歌を載せることができないと思う。
- 開校に向けて色んなものが新しくなり行事等もあることを考えると、新しい校歌の練習は子ども達の負担になると思う。日頃から口ずさんでいる校歌を継承していく方が子ども達の負担減にもなると思う。
- 小学校校歌と中学校校歌を第1校歌・第2校歌とした場合、いつ歌うことになるのか。
- 校歌は、入学式、卒業式、学期毎の始業式、終業式、修了式など随所で歌う。義務教育学校の構成が4-3-2制になることから、1年生から4年生までは第1校歌、5年生から9年生は第2校歌を歌うなど等の使い分けもできると思う。
- 小学校校歌は少し幼く、中学校校歌は古い歌詞だということが少し引っかかる。
- 小学生にとっては、中学校校歌の意味が分からないと思う。
- 現行校歌の歌詞には現在すでに無い「堅坑」などがある。内容の精査がいると思う。
  - あえて歴史として残すことも手だと思われる。歌詞の変更については、基本的に作詞家の方の了承が必要となる。

○「小学校」や「中学校」は取れるか。

→学校名称の変更に伴う歌詞の変更は、やむを得ない変更として著作権的にも認められるものだろう。

○校歌については、第5回会議での継続審議を行う。

#### 4 その他

○その他について、資料に沿って説明を行った。(事務局)

#### 9. 配布資料

(1) レジюме

(2) 第4回稲築東中学校区義務教育学校開校準備委員会資料